



撓ま ず 屈 せ ず が ん ば ろ う 釜 石 ！

荒川地区

発行日：平成 25 年 8 月
発行元：釜石市復興推進本部

復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

荒川地区では、地域のみなさまと共に検討を重ねてきたワークショップの結果報告、最新の土地利用計画の説明、復興事業計画についての意見交換を行いました。

荒川地区へ再び住んで頂けるよう、今後、再建意向調査の結果等を踏まえながら、宅地の位置や大きさ等の検討を詰めてまいります。

開催概要	開催日：平成 25 年 7 月 28 日（日）	時 間：14:30～16:30
	場 所：荒川集会所	参加人数：32 人



浜のすまいを考える会のふりかえり

● 宅地および道路計画について

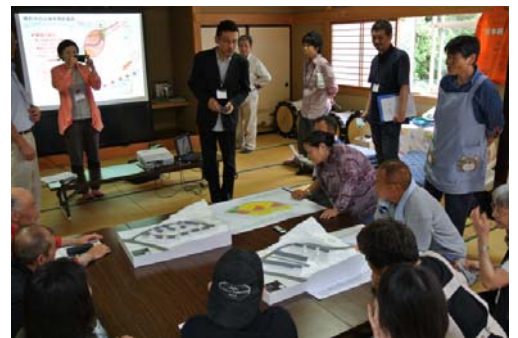
- ・ 住宅の向き東西方向に間口が広い方が良い。
- ・ 敷地北側から階段などで前面道路に出られると良い。
- ・ 宅盤を東西にぎりぎりまでひろげられないか。
- ・ 来客の駐車スペースとして道路脇にポケット状の駐車スペースがほしい。
- ・ 下の宅盤と上の宅盤の間の斜面地をうまく活用できないか。

● 集会所について

- ・ 避難や備蓄拠点として国道沿いに集会所を配置すると良い。
- ・ 集会所に加えて駐車場と物置がほしい。
- ・ 太陽光発電、バッテリーを設置してほしい。

● 公営住宅の配置について

- ・ 公営住宅と自力再建が交互に入っていた方が良い。
- ・ 高齢者のことを考えると、下の方に公営住宅があった方が良い。
- ・ 公営は下の方にまとめて、自力再建を上の方にまとめた方が良い。
- ・ 公営を上の方に配置して宅盤を南側に伸ばすのが良い。



最新の土地利用計画について

3月に行った浜のすまいを考える会を開催後、自力再建住宅は12戸から3戸、復興公営住宅は21戸から11戸へ減少したことから、国道沿いの平場に宅地を集約する計画を2案作成しました。

平成25年度中に詳細設計を行い、土地価格の算定、用地買収を平成26年7月までに行います。設計が終わり次第、平成26年3月の造成工事の着工を目標としています。また復興公営住宅は、平成26年10月の入居を目指しています。

戸建案



長屋案

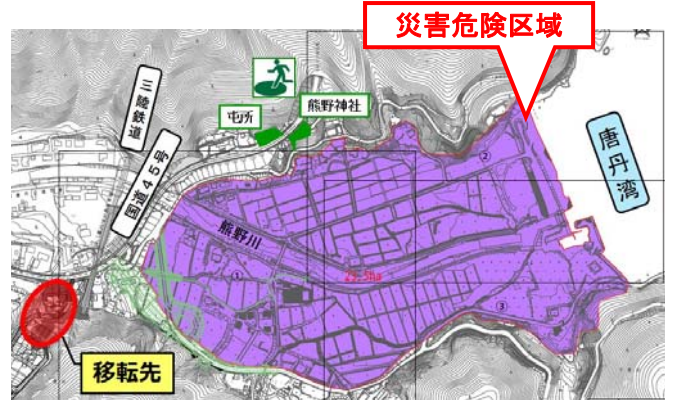


災害危険区域の設定について

荒川地区では右図の紫色の部分が、浸水が想定される範囲（第一種区域に指定）のため、新しく住宅を建てること出来ません。建てることできるのは、倉庫、事務所など居住しない建物のみとなります。

住宅再建支援制度について

現在の自力再建支援制度以外に、国から追加で分配された基金を活用して、新たな支援制度（釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金、釜石産木材活用住宅推進事業）が拡充されました。全て、被災時に遡って適用されます。



【別添資料 33 ページ】

釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金

- 【補助額】最大 50 万円→最大 100 万円に拡充
 - 住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に新しい住宅を建設・購入する（した）場合に補助します。
 - 複数世帯の場合 100 万円、単身世帯 75 万円
 - 災害公営住宅に入居した世帯は対象外です。
- すでに補助金を受領している方は差額を支給します。

釜石産木材活用住宅推進事業

- 【補助額】最大 100 万円
- 釜石産木材を利用して住宅を新築する場合、木材の使用量に応じて助成します。
- 県産材の補助を受けていても、重複して補助を受けることができます。



私的整理ガイドラインについて

「個人債務者の私的整理ガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、住宅ローンなどを借りている方々や、事業に必要な資金を借りている事業主の方が、これらの負債を抱えたままでは、再スタートに向けて新たな借入れが困難となる二重債務問題の解決を目的としています。一定の条件の中で住宅ローンを一部免除・全額免除できる制度です。まずはコールセンター（電話：0120-380-883）へご相談ください。

このような意見をいただきました

- 住宅再建支援制度について、新築に手厚く、リフォーム等の補修工事への助成が低いと感じている。



国や県の支援メニューを含めて、費用がかかる新築への支援が多いことは認識していますが、追加支援の財源がなく、提示できるメニューがない現状をどうかご理解ください。

- 今後、14.5m という防潮堤ができることで、持っている田んぼがかかりそうだが整備後に中途半端な残地が出そうである。それらの残地は事業では買えないとのことであるが、どうか買取りをお願いできないか？



防災集団移転事業については、移転して欲しい家屋があった住宅地のみを買い上げる制度となっています。田んぼの残地の買取りは、既往の事業制度ではできません。

災害危険区域内にある従前の住宅地については、市がまばらに土地を購入することになるため、最終的には、居住以外の有効な土地利用を考えて行かなければいけないと認識しています。

ただし、まずは住宅地の再建を優先しており、市が買い取った土地の活用については、次のステップでのみなさまとの検討事項としてご理解ください。

- 県道沿いには、景観の面で桜の木を植えたい。



県道整備の際には、地域としてどうかたちが望ましいかということをもたご意見頂くことになると思うのでご協力をお願いします。



土地利用のあり方については、できる限りみなさまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。1日も早く工事を完成させたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部

TEL：0193-22-2111(内線 192)
FAX：0193-22-9505